

千葉県新港学校給食センター
整備事業

実施方針の意見に対する回答

平成19年7月6日
千葉県

No	該当箇所					内容	回答
	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
1	2		1	(5)		2 献立方式とありますが、各献立は最大何食程度を想定されていますか。	各々最大5,000食を想定しています。
2	2	1	1	(5)		アレルギー対応食の提供は予定していない、とありますが、昨今アレルギー対応を実施する自治体が多い中で、今後千葉市はアレルギーの児童に対して、一切対応する考えはないのでしょうか？	現在のところ、ありません。
3	2		1	(6)	ア)	わが国のPFIは、給食センターも含め、BOT方式の採用が年々増加しており、これは主として税務等の実務的観点からと理解しております。本事業においてBOT方式を採用された論拠等についてお聞かせいただければ幸いです。	民間事業者が施設を所有することにより、主体的に高水準の施設維持管理・運営を行うことを期待するためです。
4	2		1	(6)	イ)	事業者名義による建物の登記は必須であり、施設竣工後（施設整備期間終了後）速やかに行うと解してよいでしょうか。事業期間終了時における移転登記に要する費用負担についても明示されることを希望いたします。	前段のご理解のとおりです。後段については、移転登記に要する費用は市の負担と考えますが、資料の作成等、必要に応じて協力を依頼することも考えられます。
5	2		1	(6)	イ)	施設整備期間について、改正建築基準法の建築確認に要する期間が長期化するため、予定の21ヶ月間で収まらない場合も想定されます。開業時期の延期や、開業準備期間（3ヶ月）の一部を施設整備期間に充当できるような配慮をお願いします。	原案のとおりとします。
6	2		1	(6)	ウ)	修繕業務に関しまして、あくまで事業期間15年間の実施を前提と致しますが、期間終了（引継）前に特別に実施が求められるような事案（機器の一斉更新等）は想定されまじょうか。	事業契約書（案）で示す、市が実施する譲渡前検査に合格することを条件とします。
7	3		1	(6)	ウ)	運營業務のなかで、配送校における各教室や配膳室までの配膳業務は、事業者の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書で示します。
8	3		1	(6)	ウ) (ウ)	洗浄・残飯処理業務には、事業者側での堆肥化等を除き、残飯の施設内での集積のみで、搬出及び最終処分は市の業務範囲として、事業者には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	搬出及び最終処分についても、事業者の業務範囲となります。なお、本施設外で調理した委託食品のうち、各校で分別できず残滓として本施設に持ち込まれたものについても事業者にて搬出・処理を行ってください。

No	該当箇所					内容	回答
	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
9	3		1	(6)	ウ)	事業期間終了の後、一定期間経過後にSPCは解散されることが想定されますが、事業者が貴市に施設を引渡した以降の責任（瑕疵担保責任等）につき適正レベルで明示されることを要望いたします。	ご意見として承ります。
10	3		1	(6)	エ)	機器・建物設備のメンテナンス・更新費用は毎期一定額ではなく、貴市から平準化して受入れれば、用途が明確であるにも拘らず、毎期末に法人税等の課税が考えられます。前受金認識等不透明な要素を排除する観点からも、事業者が入札時に提案した当該費用額に基づく変動費としての貴市支払が認められることを希望いたします。	ご意見として承ります。
11	3		1	(6)	エ)	サービス購入対価の委託料に関しまして、施設保守管理の内15年間に渡る修繕費用に関する会計上の繰越処理の可否（税務当局の見解を含め）に関しまして、指針等の明示をお願い致します。	会計上の処理は事業者の判断にて適切に行ってください。
12	4		1	(7)	ア)	SPCはなぜ千葉市内に設立しなければならないのでしょうか。その理由をお聞かせください。	市税収入や問題発生時の迅速な対応を期待するものです。
13	7		1			総合評価一般競争入札であれば、経験およびノウハウを有している企業グループが複数参加することが望ましいと思われれます。もし、1グループしか応札グループがない場合でも入札は行われるのか、お考えをお聞かせください。	応札が1グループの場合は入札は行いません。
14	7		1			入札審査方式は総合評価一般競争入札方式とありますが、定性評価とコスト評価の割合についてのお考えを教えてください。（コスト評価の割合が高くなった場合には提案範囲が狭まる可能性が高くなると考えます）	落札者決定基準で示します。
15	7		2	(1)		入札公告及び要求水準公表から入札及び提案書の受付までの期間が他の給食PFIの事例に比べ短いようですが、十分な検討のためには、もう少し時間が必要だと考えます。また、入札説明書等に関する第2回質問に対する回答が9月21日では入札まで十分な時間がないため、もう少し早めていただきたい。	前段はご意見として承ります。後段については、可能な限り早期に回答する予定です。

No	該当箇所					内容	回答
	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
16	9		2	(2)	力)	各学校の配膳室や、配送車の進入経路の現況を確認したいと考えます。7月24日の現地見学会で見学ができなかった中学校については、別途見学できるようご配慮をお願いします。	検討します。ただし、7月24日の現地見学会では、配送予定校の見学は予定していません。
17	11		3	(1)	力)	SPCを千葉市内に設立することとありますが、事業用地内とすることも可能でしょうか。	可能です。
18	11		3	(1)	力)	SPCの代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。とあるが、1/2以上若しくは過半数でなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、代表企業と構成企業で過半数以上を保有する必要があります。
19	12		3	(1)	キ)	構成員は「第三者に委託、又は下請人を使用する・・・その際は・・・契約の締結前に市と協議する」とあるが、全ての業務において事前協議が必要なのでしょうか、考えをお教え頂きたい。(例えば施工図作成の人材派遣への委託業務は対象になるのでしょうか)	原則として全ての業務において、市への通知が必要となります。
20	12		3	(2)	イ)	本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることが参加資格要件となっていますが、記載されている参加要件(ア)～(エ)を満たせば、経験及びノウハウを有しているとの解釈になるのでしょうか。	参加資格申請書類を総合的に審査することを想定しています。過去の実績についても、判断する基準となります。
21	12		3	(2)	(エ)	HACCP対応施設に対する相当の知識を有しているもの。とは、過去の施工実績を重要視しているものでしょうか。それとも、その他具体的な判断基準があるのでしょうか。	No.20の回答をご参照ください。
22	13		3	(2)	力)	総合評価方式の一般競争入札であるからこそ、運営企業の質が問われると思います。参加資格要件には実績や事故による処分状況などは問われないのでしょうか。結果管理だけでなく予防管理も必要と考えます。	ご意見として承ります。
23	13		3	(4)		参加資格要件について協力企業には制限はないという理解でよろしいでしょうか。	協力企業も構成員として定義され、参加資格要件を満たす必要があります。

No	該当箇所					内容	回答
	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
24	13		3	(4) (5)		「入札参加者の構成員が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。」とあります。もし仮に構成員の一部に指名停止等で参加資格要件を欠く恐れがある場合、市との協議前、もしくは協議中に指名停止等が出された時点で失格となるのでしょうか。また、指名停止等が出された後の、代表企業を除く構成員の入れ替えは可能なのでしょうか？	協議中であるかどうかによらず、指名停止等の措置がなされた時点で失格となり、その後の変更等は認められません。
25	17		リスク分 担表 (案)	No.6, 7		第三者賠償リスクについて、「事業者が実施する業務」と「市が実施する業務」とに分類されておりますが、本事業の本来の実施主体は市ですので、工事期間中に生じる損害であっても、事業者が善管注意義務を果たしても避けられず、かつ保険でもカバーできないものは、公共工事標準約款に準じて公共側が負担するのが妥当であると考えます。	実施方針に示したとおりとします。詳細は事業契約書(案)で示します。
26	17		リスク分 担表 (案)	8,9		住民問題リスクについて、住民反対運動が「本事業を行政サービスとして実施することに関する」ものか、「調査・工事に関わる」ものかどうかが判然としない場合も考えられますので、不可抗力の項に準じて「従負担」の扱いとすべきだと考えます。	実施方針に示したとおりとします。
27	17		リスク分 担表 (案)	No.12 ,26		市が実施した設計・測量・地質調査部分に不備や誤りがあった場合、また、予測不可能な土壌汚染、地下埋設物が発見された場合は、これらに起因して事業者が生じる合理的な増加費用及び損害は市が負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、詳細は事業契約書(案)で示します。
28	17		リスク分 担表 (案)	16		物価変動リスクについて、「施設の共用開始前のインフレ・デフレ」が事業者負担となっておりますが、入札・提案書の提出(2007年10月)から工事着工までが1年、更にその後1年間の工事期間があることを考慮すると、この間の物価変動リスクを全て事業者側に負わせるのは適当でないと考えます。建設資材等が高騰している昨今の市場環境にご配慮頂き、ご再考をお願い致します。	実施方針に示したとおりとします。

No	該当箇所					内容	回答
	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
29	17		リスク分 担表 (案)	25		用地確保リスクについて、「施設建設予定地以外の建設に要する土地」とありますが、通常は予定地以外で建設に必要な土地があるとは考えにくいと、具体的に想定されるケースを示して頂ければ助かります。	施設建設予定地以外で資機材置場が必要になる場合などを想定しています。
30	17		リスク分 担表 (案)	26		用地瑕疵リスクについて、「市が公表した資料」の具体的な名称や公表時期等の詳細をお示し頂くとともに、それらの資料の誤謬、脱漏によるものや、当該資料から合理的に予測できないものについては、当然に市の負担である旨を明記すべきと考えます。	入札説明書等で示します。
31	17		リスク分 担表 (案)	32, 33		工事費増大リスクについて、「市の指示による工事費の増大」以外は事業者の負担であると読めますが、不可抗力や法令変更による工事費の増大があった場合に、これらを事業者負担とするのは一方的と考えます。これらも市の負担として頂くよう再考を要望します。	不可抗力についてはリスク分 担表(案)No.20、法令変更につ いてはリスク分担表(案) No.2,3,4での対応となります。
32	17		リスク分 担表 (案)	No.9		当該項目が事業者の主分 担となっていますが、工事施工 方法、騒音等でなく、事業の施設 建設場所としての根本的なこと の住民反対運動等に対しては、 市と事業者の分担を再考してい ただきたいと思いますが、この 点について貴市のご見解をお聞 かせ下さい。	リスク分担表(案)No.8のと おりです。No.9については、実施 方針に示したとおりとします。
33	17		リスク分 担表 (案)	No.18		「金利変動リスク」について、 貴市の基準金利決定時期と施設 引渡時期の間の期間が長くなる ほど事業者の金利変動リスクは 高まり、翻って入札コストの上 昇要因となります。基準金利決 定時期は可能な限り引渡時期に 近づけて頂きたく(例:施設引 渡の2営業日前)	ご意見として承ります。
34	17		リスク分 担表 (案)	No.22 ,23		「契約前のリスク」における 「議会リスク」について、議会 否決の原因が明らかに事業者 に無い場合は入札に要した費用等 の補填をご検討頂きたく。	ご意見として承ります。
35	18		リスク分 担表 (案)	No.44		当該リスク分 担で事業者が主分 担となっていますが、生徒数・教職 員数の変動は事業者が関与し対 策・対処できるものではないと 考えます。そこで、次項No.45の 食べ残しの件を含め、貴市のご 見解をお聞かせ願えるでしょう か	市が食数調整を行うことを従分 担として示しています。二部料 金制による支払を踏まえて提案 して下さい。

No	該当箇所					内容	回答
	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
36	17		リスク分 担表 (案)	No.46 ,47,4 8,49		「調理事故・異物混入等リスク」について、食中毒発生については、代替事業者による事業の継続可能性にもご配慮頂き、即時契約解除とならないよう規定願います。(例：2回以上の発生)	ご意見として承ります。
37	17		リスク分 担表 (案)			事業者帰責事由による契約解除に伴い事業者が負担することになる違約金(もしくは実質的にこれと同様の影響となる貴市の施設買取時の掛け目)については幅広い応募事業者を募るためにも低めに設定願います。(例：当該年度維持管理運営費の10%or買取掛け目5%以下等)	ご意見として承ります。
38	18		リスク分 担表 (案)	No.53		事業者が原因でない交通事故に事業者が巻き込まれ配送が遅延した場合は、事業者の責任ではないとの解釈でよろしいでしょうか。第三者にぶつけられ配送車が破損し配送不可能になったような場合です。	事業者が、通常想定できないと考えられる事故等に起因する配送遅延については、事業者の責めによるものではありません。
39	18		リスク分 担表 (案)	No.53		配送遅延リスクの配送車の交通事故による遅延は、いわゆる「もらい事故」のように事業者側に非がない場合もございます。ペナルティに該当するか否かは、事故原因によって貴市と協議できるようご配慮をお願いします。	No.38の回答をご参照ください。
40	18		リスク分 担表 (案)	No.55		「事業終了時における施設の性能確保」が事業者負担となっておりますが、15年後において施設に要求される性能が不明確ですので、具体的な基準等を要求水準書等に明記して頂くべきと考えます。また、リスク分担保表42で瑕疵担保期間終了後の施設瑕疵は市のリスク負担となっておりますが、当該要求性能と瑕疵との区分けについても整理の上、提示して頂く必要があると考えます。	事業契約書(案)で示します。
41	19		1	(6)		残存している既存杭の資料は公表いただけるのでしょうか。入札公告での開示を希望します。	入札公告後、閲覧・貸出を行います。

No	該当箇所					内容	回答
	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
42	19		1	(7)		障害物として「防災行政無線」とありますが、本事業開始後（工事開始後）は撤去してよいものと考えてよろしいでしょうか？もし引続き使用されるのであれば、使用に関する基準をご提示ください。また撤去するのであれば、その費用負担の想定額・負担責任についても明示をお願いします。	本事業開始後も継続して使用します。敷地南側道路に面していれば、左右に移設させることは可能ですが、事前に市（総合防災課）との協議が必要となります（費用負担を含む。）。なお事業期間中の電気代については、市事務室分と併せて市の負担と想定しています。
43	19		2	(1)	ア)	HACCPの概念を取り入れた施設の建設ということは、運営時にはHACCPの認定取得を念頭に入れた事業であると理解してよろしいのでしょうか。	HACCP手法支援法の指定認定機関により、製造過程の管理の高度化に適合する旨の認定取得を得ることが望ましいと考えています。
44	20		2	(2)	オ)	福祉性に配慮した施設という要件において、「給食センターの連絡調整及び予算決算の取り纏め等の特別な機能に配慮した執務スペースの確保」とありますが、具体的にはどのようなものを想定されているのでしょうか。	要求水準書で示します。
45	20		2	(2)	非汚染作業区	恒温高湿庫について、想定されている利用方法・対象物を教えていただくことを希望します。	野菜類の保存を想定しています。
46	21		1	(3)		事業者の責めに帰すべき事由によって、事業者が市に生じた損害を賠償する場合、賠償金額の算定基準をご提示ください。	解除時点において、生じた影響に応じ算定します。
47	21		2	(2)		工事期間中に市の責めに帰すべき事由により事業契約が解除された場合、市は工事の出来高に応じた金額を事業者に対し賠償していただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合の出来高の認定は誰がどのように行うのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は市が事業者との協議により決定します。
48	21		2	(2)		市の責めに帰すべき事由によって、市が事業者が生じた損害を賠償する場合、賠償金額の算定基準をご提示ください。	解除時点において、生じた影響に応じ算定します。
49	21		3			当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、どのような負担割合となると考えるべきなのか、ご教授ください。	事業契約書（案）で示します。
50	22		2			交付金について「本項に定める場合を除き、～支援を行わない」とありますが、本項には交付金に係る具体的な支援の内容の記載は見受けられませんがどのような支援が存在するのでしょうか。	交付金申請用の資料の作成などの支援を想定しています。

No	該当箇所					内容	回答
	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
51	22		2			「なお、同交付金の額及び収入時期に関らず」「サービス購入料を第1回から平準化して支払う」は、施設整備費の全額について、事業期間に亘って平準化（元本及び金利相当分）して支払われると理解してよろしいでしょうか（賃料のみでそれ以外の一時金等はないとの理解です）、ご教授ください。	ご理解のとおりです。
52	23		1			既に可決されている債務負担行為の内訳（建設費・維持管理費・運営費等）は公表されるのでしょうか。早い時期の公表を希望します。	入札説明書で示します。
53	24	別添資料1				事業スキーム図に保険契約・保険会社が示され、履行保証保険の付保等が想定されます。履行保証保険の加入者は建設企業と考えてよろしいでしょうか。また、履行保証保険の付保期間は、工事着工時点以降であることを希望します（出資会社の債務保証を求められるため）。さらに、東日本建設業保証による保証も認められることを希望します。	入札説明書で示します。
54	26	別添資料3				クラス数・食数データには、教職員や特殊学級は含まれているのでしょうか。含まれていない場合は、当該データをお示しくください。	含まれます。なお、平成19年5月1日現在の各学校におけるクラス数、生徒数について、教育委員会学事課のホームページに掲載されております。参考として下さい。
55	26	別添資料3				対象となる配送校は事業期間中に大幅な変更は想定されていますか。	現時点では想定していません。
56	27	別添資料4	2			モニタリングの減額対象について詳細に検討するために、要求水準にて、各学校への配送時間の基準を明確にして頂きますことを希望します。	ご意見として承ります。
57						説明会で、「提案者には是非良い提案をしてもらい、良いものを採用したい」とお考えをお聞きしました。全国の自治体に先んじてスタートされた大宮学校給食センターをご見学させていただき、参考にしたいと考えますが、見学をさせていただくことは可能でしょうか？また条件を満たせば可能であれば条件をお教えください。	施設見学は随時行っていますので、可能です。2階会議室から、調理場内を見学することができ、施設の概要につきまして説明します。ただし、調理場内へは、立入できません。